

件名	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第12号）
<p>【改正の概要】</p> <p>学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、<u>小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設され、学校教育法等の一部を改正する法律の施行されたことに伴い、厚生労働省は、関係省令を改正した。（2月3日公布、4月1日施行）。</u></p> <p>これを受けて、愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年10月23日条例第49号）中、「<u>中学校</u>」の下に「<u>義務教育学校</u>」を加える。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p>	